

「横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則の一部改正」に関する意見公募について

児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入居世帯の経済的な負担軽減を図るため交付している特別乗車券で地域公共交通を利用できるようにするため、「横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則」を一部改正することを予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和7年7月4日（金）から令和7年8月3日（日）まで

2 意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、横浜市子ども青少年局子ども家庭課 特別乗車券意見公募担当まで御提出ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kd-tokujo@city.yokohama.lg.jp

件名に【意見公募】と表記してください。

(2) 郵送の場合

〒231 - 0062 横浜市中区桜木町1丁目1番地56

みなとみらい21・クリーンセンター5F

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 特別乗車券意見公募担当 宛

(3) F A Xの場合

F A X番号：045 - 641 - 8412

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 特別乗車券意見公募担当 宛

電話番号：045 - 663 - 7107

※ 電話による御意見の受付及び御意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。